

## 地域リーダーシステム補助 （雲ヶ畑バス もくもく号）

令和6年 月 日

（名称）京都市地域公共交通計画協議会

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

雲ヶ畑バス「もくもく号」は、雲ヶ畑岩屋橋～北大路駅前間を1日2往復運行する雲ヶ畑地域の唯一の公共交通機関である。

公共交通が失われると、自家用車を持たない住民のほか、他地域からの登山客やボランティア等の来訪手段がなくなり、地域の活力低下が懸念されることから、「地域に必要な交通は地域で守る」との考えの下、地域住民が主体となって、今後とも公共交通を維持していく必要がある。

このため、地域公共交通確保維持事業により、雲ヶ畑バス「もくもく号」を確保・維持することで、住民等の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

### 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### （1）事業の目標

- 乗車数一日平均について、令和元年度の80%※を目標とする。  
※ 令和元年度実績14.3人 × 80% ≒ 11.4人
- 収支率について、57.1%（令和5年度実績）以上を目標とする。

#### 【詳細状況】

直近5年度の1日当たりの平均乗車数の推移は、以下のとおりである。

- 令和5年度 7.1人（現金利用者5.5人、敬老乗車証利用者1.7人）
- 令和4年度 7.8人（現金利用者5.7人、敬老乗車証利用者2.1人）
- 令和3年度 6.1人（現金利用者3.5人、敬老乗車証利用者2.5人）
- 令和2年度 6.1人（現金利用者3.2人、敬老乗車証利用者2.9人）
- 令和元年度 14.3人（現金利用者7.6人、敬老乗車証利用者6.6人）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度以降は乗車数が激減した。車内の感染防止対策やこれまでから実施している雲ヶ畑地域における観光名所（志明院等）やイベント（森の文化祭等）等を周知する取組も相まって、令和4、5年度は乗車数が増加したものの、コロナ禍前の水準には戻っておらず、長期的には減少傾向にある。

引き続き、効果的な利用促進の取組により乗車数を増加させるとともに、収支率の向上を目指す。

#### （2）事業の効果

- 高齢者の通院、買物等、日常生活に必要不可欠な移動手段の確保
- 地域外から雲ヶ畑地域に来られる方の移動手段の確保
- 誰もが自由に乗れる交通機関の実現

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

（雲ヶ畑自治振興会）

- 路線図、運行時刻表、運賃表等を記載したチラシを作成し、配布を行う。
- 地域のイベントにおいて、もくもく号の利用を呼びかけ、利用促進を図る。
- 公共交通を利用した外出を促進するために敬老乗車証取得を呼び掛ける。

（彌榮自動車）

- 他地域からの利用者に対して、雲ヶ畑バス存続のために年1回でも多い乗車と、知人への紹介を呼び掛ける。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

運行区間	北大路駅前～雲ヶ畑岩屋橋										
営業路線キロ	14.4 km										
バス停数	16箇所 (雲ヶ畑地域内9箇所と、山幸橋、高橋、上賀茂西河原町、上賀茂神社前、上堀川、北大路堀川、北大路駅前の7箇所)										
運行回数	<p>【1日2往復】</p> <p>《平日》</p> <p>雲ヶ畑岩屋橋発 9:15 14:20</p> <p>北大路駅前発 8:40 9:45 13:45 14:50</p> <p>《休日》</p> <p>雲ヶ畑岩屋橋発 9:15 15:10</p> <p>北大路駅前発 8:40 9:45 14:35 15:40</p>										
運行車両	ジャンボタクシー(9名定員)										
運賃	<p>区間制運賃は、以下のとおり</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>雲ヶ畑岩屋橋</td> <td>400円(200円)</td> <td>700円(350円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高橋</td> <td>400円(200円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>北大路駅前</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※( )は小学生の料金運賃</p>		雲ヶ畑岩屋橋	400円(200円)	700円(350円)		高橋	400円(200円)			北大路駅前
雲ヶ畑岩屋橋	400円(200円)	700円(350円)									
	高橋	400円(200円)									
		北大路駅前									
敬老乗車証	利用可能										
運行予定者名	彌榮自動車株式会社										

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

運行経費の総額は8,142千円である(令和5年度実績)。  
 雲ヶ畑自治振興会から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者にて乗車数を測定する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要

【地域間幹線システムのみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線システムのみ】

該当なし

<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>表5のとおり</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額<b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果  <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和6年6月12日 雲ヶ畑地域公共交通検討協議会幹事会を開催  
→ 京都市地域公共交通計画（別紙）を作成  
令和6年6月24日 令和6年度京都市地域公共交通計画協議会を開催  
→ 京都市地域公共交通計画（別紙）を承認

19. 利用者等の意見の反映状況

運行地域内の自治組織である雲ヶ畑自治振興会から御意見をお聞きしている。

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

R8年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
京都市	彌栄自動車 株式会社	(1) 雲ヶ畑線	北大路 駅前	高橋	雲ヶ畑 岩屋橋	往 14.4 km 復 14.4 km	365日	730回			路線定期運行	②(2)	地下鉄「北大路駅」に近接 地域内ネットワークのフィー ダー系統	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	京都市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	122 ※令和6年4月1日現在

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
122	雲ヶ畑地域	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
京都市地域公共交通計画	令和5年12月	

(1)記載要領

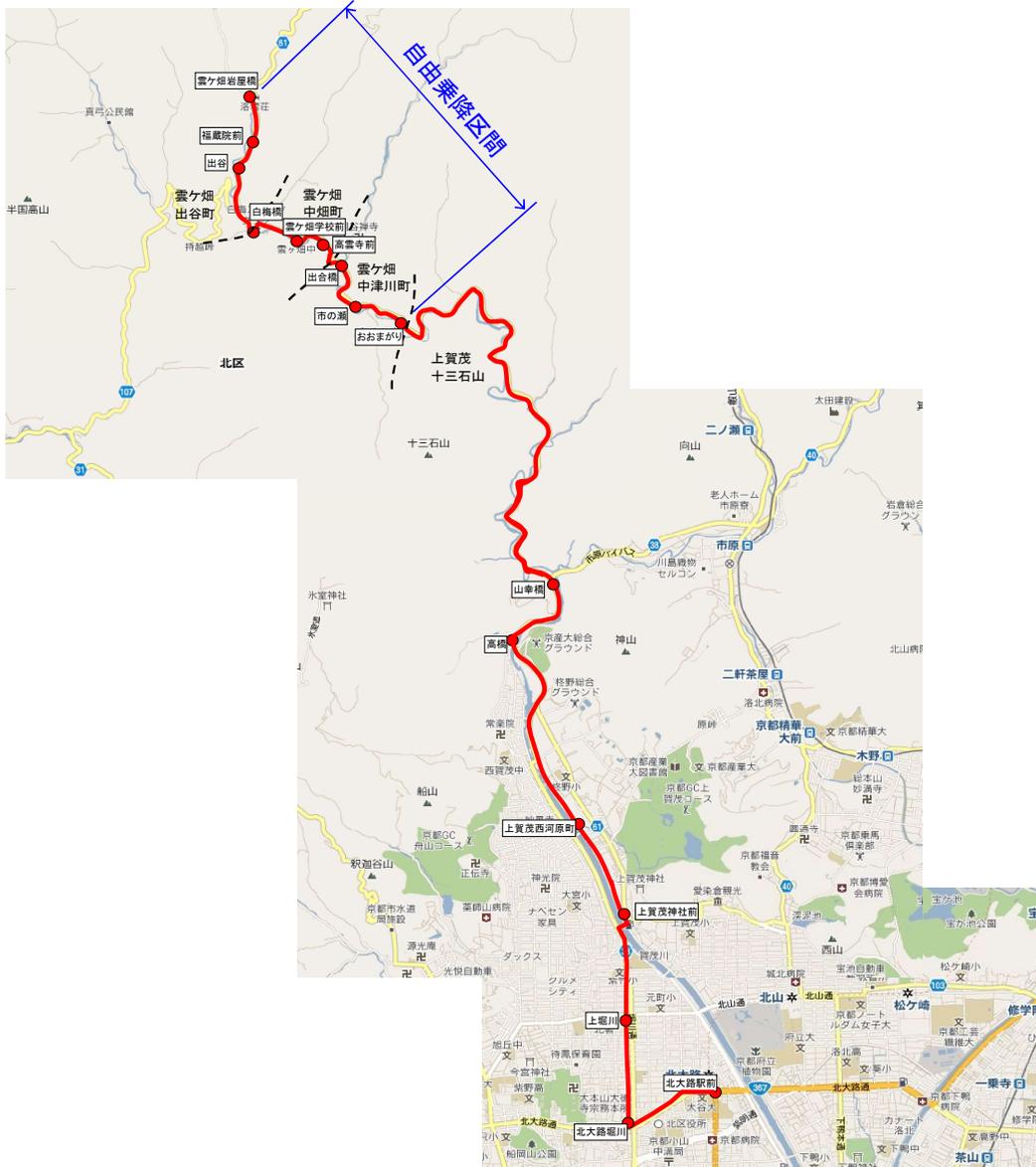
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

雲ヶ畑地域生活交通 路線図及び運行時刻表(北大路駅前～雲ヶ畑岩屋橋)

1 路線図



2 運行時刻表

○北大路から雲ヶ畑方面

	北大路駅前	北大路堀川	上堀川	上賀茂神社前 (新川車庫)	上賀茂西河原町	高橋	山幸橋	おおまがり	市の瀬	出合橋	高雲寺前	雲ヶ畑学校前	白梅橋	出谷	福蔵院前	雲ヶ畑岩屋橋
平日	8:40	8:43	8:44	8:47	8:49	8:53	8:54	9:02	9:03	9:04	9:04	9:05	9:06	9:07	9:08	9:10
	13:45	13:48	13:49	13:52	13:54	13:58	13:59	14:07	14:08	14:09	14:09	14:10	14:11	14:12	14:13	14:15
土休日	8:40	8:43	8:44	8:47	8:49	8:53	8:54	9:02	9:03	9:04	9:04	9:05	9:06	9:07	9:08	9:10
	14:35	14:38	14:39	14:42	14:44	14:48	14:49	14:57	14:58	14:59	14:59	15:00	15:01	15:02	15:03	15:05

○雲ヶ畑から北大路方面

	雲ヶ畑岩屋橋	福蔵院前	出谷	白梅橋	雲ヶ畑学校前	高雲寺前	出合橋	市の瀬	おおまがり	山幸橋	高橋	上賀茂西河原町	上賀茂神社前 (新川車庫)	上堀川	北大路堀川	北大路駅前
平日	9:15	9:16	9:17	9:18	9:19	9:20	9:20	9:21	9:22	9:30	9:31	9:33	9:36	9:40	9:41	9:45
	14:20	14:21	14:22	14:23	14:24	14:25	14:25	14:26	14:27	14:35	14:36	14:38	14:41	14:45	14:46	14:50
土休日	9:15	9:16	9:17	9:18	9:19	9:20	9:20	9:21	9:22	9:30	9:31	9:33	9:36	9:40	9:41	9:45
	15:10	15:11	15:12	15:13	15:14	15:15	15:15	15:16	15:17	15:25	15:26	15:28	15:31	15:35	15:36	15:40